

令和4年度第2回福岡県環境審議会水質部会議事録

令和5年1月23日（月） 15:13～16:25
福岡県庁10階 特別西（行政特1）会議室

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

ただいまから令和4年度第2回福岡県環境審議会水質部会を開催します。

委員の皆様方には、お忙しいところ、水質部会に御出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境保全課 課長技術補佐の定石でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

当部会は、福岡県環境審議会条例第5条第2項及び第6条第6項により、部会長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができないことになっております。本日は、委員総数9名中6名に御出席いただいておりますので、会議を開き、議決できますことを御報告いたします。

それでは、審議に入ります前に、配布しております資料の確認をさせていただきます。

- ・ 本日の会議次第
- ・ 委員の皆様の名簿
- ・ 配席図
- ・ 福岡県環境審議会水質部会の公開について（平成13年2月22日申合せ）
- ・ 福岡県環境審議会条例
- ・ 福岡県環境審議会運営規定
- ・ 福岡県環境審議会水質部会傍聴要領
- ・ 水質部会資料
 - 「令和5年度水質測定計画の策定について 参考資料」
- ・ 参考資料1
 - 「**報告事項**ダイオキシン類に係る令和3年度測定結果及び令和5年度水質測定計画について」
- ・ 参考資料2
 - 「**報告事項**有害物質等地理情報システムについて」

以上でございます。

また、水質部会におきましても、先程開催されました環境審議会資料を使用いたします。

- ・ 環境審議会資料2
 - 「令和5年度水質測定計画の策定について」
 - 「令和5年度水質測定計画（案）」でございます。

資料はお手元にお揃いでしょうか。

本部会及び本日の議事録は、お手元にお配りしております、平成13年2月22日付の申合せにより、原則として公開することとなっております。

本日は今のところ傍聴者はおられません。

次に、委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

北九州市立大学 名誉教授で水質部会長の伊藤様です。

○伊藤部会長

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

産業医科大学 医学部衛生学教授の辻様です。

○辻委員

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

福岡大学 工学部社会デザイン工学科教授の渡辺様です。

○渡辺委員

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

九州経済産業局 毛利資源エネルギー環境部長の代理者としまして、環境・リサイクル課長の森様です。

○森委員代理

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

九州農政局、野村生産部長の代理者としまして、生産技術環境課課長補佐の後藤様です。

○後藤委員代理

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

九州地方整備局、森下企画部長の代理者として、河川部建設専門官の林様です。

○林委員代理

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

なお、北九州市立大学 環境技術研究所特任研究員・名誉教授の門上様、J A福岡県 女性協議会 副会長の縄田様、第七管区海上保安本部警備救難部長の春藤様は、所用で欠席されております。

それでは、部会開会にあたりまして、環境保全課長の吉川がごあいさつ申し上げます。

●環境保全課 吉川課長

環境保全課長の吉川でございます。

日頃から、本県の環境保全行政の推進に関しまして、御指導いただき厚くお礼申し上げます。最近の水環境保全施策の動向として、環境基準として平成25年に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が、要監視項目として平成25年にアニリンが、令和2年にP F O S及びP F O Aが追加されました。これを踏まえ、国では昨年12月にこれら4物質が新たに指定物質として追加されることとなりました。

指定物質を製造等する施設の設置者には、事故により指定物質を含む水が排出された場合等の応急措置及び都道府県知事への届出が義務付けられておりますので、新たに追加される4物質もその対象となります。

また第1回水質部会でもご報告させていただいたとおり、こういった流出事故発生時に行政機関で迅速に情報共有するため、地理情報システムの構築を進めています。本日の最後に報告事項として進捗状況を報告させていただく予定です。

従来の水環境保全施策に加えて、このような総合的な施策に取り組んで参りたいと考えております。

さて、本日の諮問事項である水質測定計画は、国、県、市町村が公共用水域及び地下水の水質測定を統一的、総合的に実施するために、県知事が毎年度策定するものであります。

本日は、令和5年度の測定計画を策定するにあたり、専門的な見地から御意見をいただきたいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

また、御審議の過程で出て参りました御意見を踏まえて、本県の環境保全に向けた取組を進めて

参りたいと考えております。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

それでは、これより、議事を進めてまいりたいと思います。

この会議は福岡県環境審議会条例第5条第1項及び第6条第6項により部会長が議長を務めることとなっております。それでは、議事進行につきまして、伊藤部会長よろしく願いいたします。

○伊藤部会長

それでは、これより、議事に入らせていただきます。

本日の会議は、先程開催された環境審議会水質部会に審議が付託された「令和5年度水質測定計画の策定について」の1件の諮問事項を議題とします。

それでは、まず、「令和5年度水質測定計画の策定について」事務局の方から説明をお願いします。

●環境保全課 吉川課長

先ほどの審議会水質部会に付託されました、諮問事項「令和5年度水質測定計画の策定」について、お手元の審議会資料2により説明させていただきます。

なお、先ほど開催されました審議会でご説明いたしました内容と、一部重複する箇所もありますが、計画策定に関する基本的な事項でございますので、再度ご説明させていただきます。

では、2枚めくっていただき、資料の1ページをお願いします。

この計画の策定の目的でございます。

県をはじめ、国(国土交通省)及び福岡市、北九州市などの市町村では、川や海、湖沼等の公共用水域と、地下水の水質汚濁の状況を常時監視しており、これらの監視を統一的な視点から総合的に実施するため、県が法律の規定に基づき計画を策定しているものです。

次に、本県の水質の状況でございます。

公共用水域におきましては、人の健康の保護に関する項目について、毎年度ほぼすべての地点で基準を達成しており、また、水質汚濁の代表的指標でありますBODやCODについても、このグラフにありますように、平成の始めの頃と比較しますと徐々に改善してきておりますが、審議会にてご説明しましたとおり、過去10年程度は全体として70～90%前後で推移しています。

県といたしましては、引き続き、工場・事業場への立入検査や、下水道・浄化槽の整備促進等により水質保全のための取組みを継続してまいります。

地下水におきましては、県内全域を対象に調査を行っており、ほぼ例年、環境基準を超過する井

戸が見受けられます。基準超過の主な原因は、自然由来によるものですが、県では市町村等と協力して原因究明や飲用指導等の対応を行っております。

2ページをお願いします。

令和5年度計画の基本方針でございます。

公共用水域調査におきましては、従前のおり、原則として前年度と同じ測定地点、測定項目、測定頻度で調査を実施することとしております。

地下水調査におきましては、引き続きローリング方式による概況調査を実施いたします。

また、当該調査で汚染が判明し、継続調査が必要と判断された井戸につきまして、継続監視調査を実施いたします。

次に、4の、令和5年度計画案の概要でございます。実施期間は、令和5年4月1日からの1年間でございます。

公共用水域の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計19機関で、河川の321地点、海域の48地点、湖沼の17地点の合計386地点において測定を行うこととしております。

このうち、水質汚濁防止法において常時監視の義務が課せられておりますのは、県のほか、北九州市、福岡市、久留米市の3市でありまして、国土交通省（九州地方整備局）、水資源機構及びその他市町村には、測定に御協力をいただく形で、水質の常時監視を行っております。

測定項目につきましては、生活環境項目が13項目、健康項目が27項目、要監視項目が32項目、その他の項目として電気伝導度等の項目がございます。

このうち、どの項目を測定するか、測定頻度をどうするかにつきましては、各機関が、国が示す処理基準や、各地点での測定の必要性を考慮して計画案を策定しております。

次に、③令和4年度計画との主な変更点です。

有機フッ素化合物のPFOS及びPFOAは、河川においては令和2年度から測定してまいりましたが、これまで検出されることがほとんどなかったため、測定回数を年2回から年1回に変更します。海域及び湖沼においては引き続き年1回測定していくこととします。

また、他の要監視項目と同様に、ローリング調査としており、令和5年度は豊前海流入河川と有明海で実施します。

次に、(3)地下水調査についてです。

地下水調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町の11機関で、概況調査につきましては、122井戸、継続監視調査につきましては、117井戸、合計239井戸において、実施することとしております。

概況調査につきましては、地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施するもので、県も政令市も、環境省が地下水調査の方法として示しているローリング方式で行っているため、毎年調査井戸数に増減が生じてまいります。

このローリング方式の仕組みが分かりにくくございますので、「水質部会資料」に、福岡県の例をお示しし説明いたします。

水質部会資料をご覧ください。

調査方法としまして、まず、県域を10kmメッシュで区切り、さらに各メッシュを1辺5kmの4区画に区切ります。

この5km四方の4区画のうちから1区画を選び、この1区画内にあります井戸を調査することで、4年間でメッシュを1巡いたします。

- ① 当該調査方法は広範囲における地下水の状況の把握に適していること、
- ② 調査未実施の地域の井戸を選定していますが、調査が必要とされる地域・井戸が存在していること、
- ③ 概ね毎年度、新たな汚染井戸が発見されており、本調査の継続により新たな汚染井戸が発見されることが予想されること等から、従前の調査を継続し、メッシュ調査により令和2年度から5年度にかけて実施しているところです。

なお、メッシュ番号63の八女市においては、人口密度を勘案し20kmメッシュによるローリングとしております。

来年度の調査地点は、この4区画の右下の区画、地図上で水色に塗っている区画で選定することとしており、このように、地点をメッシュに区切って調査地点をローリングしていくことで、県域全体の概況を把握しております。

調査対象となる区画内に、調査可能な井戸があるかどうかによりますので、毎年、調査井戸数等の増減が生じてまいります。

では、審議会資料2にお戻りください。

先ほどの概況調査の結果などにより汚染が確認された地区において実施する、継続監視調査につきましては、新たに、環境基準超過が判明した井戸を調査対象に追加し、環境基準値を下回るなど継続調査の必要性が薄れた井戸を調査対象から外す等を行っているため、毎年、井戸数等に増減が生じております。

地下水につきましても、常時監視の義務が課せられておりますのは、県のほか、北九州市、福岡市、久留米市の3市でありまして、九州地方整備局及びその他市町村については、義務はないものの自主的に測定する形で測定に御協力いただいているものです。

4ページをお願いします。

測定項目についてですが、環境基準項目は28項目、要監視項目は6項目、その他の項目として、水素イオン濃度（pH）等を測定いたします。

③の主な変更点といたしましては、福岡県が、令和4年度に実施した概況調査において、基準を超過した地区から4地点程度を、継続監視調査に追加することとしています。

なお、令和3年度及び令和4年度に継続監視調査を実施した地区のうち2地点については、調査を終了します。

また、令和元年度に環境省が実施したPFOS及びPFOA全国存在状況把握調査において、要監視項目である有機フッ素化合物のPFOS及びPFOAの暫定指針値を超過した河川の周辺地区において、定点の概況調査を1地点追加します。

なお、調査項目について、定点調査ではPFOS及びPFOAを、ローリング調査では環境基準項目と、PFOS及びPFOAを除く要監視項目5項目を実施します。

(4)の測定結果の報告・公表についてです。

令和6年3月から取りまとめ作業を開始し、環境省への報告を行います。その後、例年、12月頃に環境省が全国状況の公表を行っており、同時期に県内の状況を環境白書にて公表する予定です。

また、測定結果は、県のホームページに掲載し、県民の皆様へわかりやすく情報提供したいと考えております。

以上、令和5年度水質測定計画(案)の策定についてご説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○伊藤部会長

どうもありがとうございました。

事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等はありませんか。

○渡辺委員

井戸の調査ローテーションは良いと思うのですが、調査対象井戸は、例えば地層や、どこから取水しているか、井戸の深さとかはどのあたりまで考慮していますか。

●環境保全課 吉川課長

井戸の選定にあたっては、井戸の周辺状況について、住宅が密集しているのか、周辺に工場や事業所があるのかなどを中心に市町村に選定してもらっています。

そのため、深さなどは選定する井戸によって、まちまちになっているのが現状でございます。

○渡辺委員

地下水を使っていることが前提ですか。

●環境保全課 吉川課長

そのとおりです。

○伊藤部会長

井戸の選定は、公共施設などで選定していますか。民間でも実施していますか。

●環境保全課 増田水質係長

基本的には公共施設は井戸の選定から外しています。市町村からは、個人の住宅などで選定してもらっています。

○伊藤部会長

他に何かございますか。

それでは私の方から提案です。令和5年度についてはご提案のとおり、実施していただいて構いません。ただ、1ページに記載されている河川と海域の70~90%について、数値が変動しているのは努力の結果なのか、先ほどの審議会でも話が出たとおり、採水のタイミングなのかといったこともあり、そんなことで変動していくと、なかなか見えにくいですね。どうしようもないことではあります。

これを延々と続けていくのも、予算がもったいないのではないかと思います。皆さんにもご意見を聞きたいのですが、基準を達成しているところばかりに目がいきますが、逆に達成していないところに目をやるべきで、この未達成の約20%の内でも、基準を少し超えているとか、5年に1回しか超えていないとか、色んなケースがあると思うので、分類をされると良いのではないかと思います。どこか線引きをして、極端に言うと倍くらいのローテーションで調査を行って、予算を半額に減らし、基準を達成していない地点に集中的に予算をあてて調査を行っていくとか、測定回数を見直してもいいのではないのでしょうか。そういった工夫をそろそろしても良い頃かと思います。毎年数値だけ言われても、はいそうですかとしか言えません。将来的な話ですが、今後こういった調査が可能なのか、1年かけて考えてもらいたいです。

それから、同じように地下水についても、環境基準の超過原因は自然由来が多いと思います。原因が自然由来だと、対策が立てられないですよね。井戸を利用している人に情報を伝えて、対策、自主検査、浄水器などの話をする。ただ水道水への転換は行政からは言いにくいのではないのでしょうか。最低でも数十万円かかりますので、行政がそれを推進するとなると、予算を出さなくてはいけませんよね。そうすると、対策は難しいと思います。

例えば、こちら先ほどの話と同じで、ローリング調査の数を半分にするなどして、調査していくべきところに予算をあてて、抜本的に予算の使い方を考えてほしいです。環境省からの義務があるのであれば話は別ですが、もしそういう制約がないのであれば、予算の使い方の検討をしてもいいのではないのでしょうか。林委員代理、どうでしょうか。

○林委員代理

例えば、ダイオキシン類調査などは法律性があります。国交省でも常時監視マニュアルで調査しており、効率化の観点から最近見直しの話がありまして、過去に基準を超えていない状況等を踏まえ補助監視地点を見直すなどの動きがあるところです。

●環境保全課 吉川課長

県としましても、まずは国の処理基準に沿った形での選定を行います。部会長のご指摘のとおり漠然とやり続けることは税金の無駄遣いになりますので、これまでも測定頻度やポイントは一部見直してはきておりますが、こういう風にやっていくという打ち出しもアピールもできていない現状はございます。私どもとしましても、来年度ゆっくり1年かけて、具体的に力を注げるところを検討させていただきたいと思います。

○伊藤部会長

はい、分かりました。

後藤委員代理、どうでしょうか。

○後藤委員代理

過年度の状況を踏まえた測定回数の見直しはいいことだと思います。

○伊藤部会長

参考までに、農業用水として地下水を使っているというケースは福岡にあるのでしょうか。

○後藤委員代理

ケースバイケースだとは思いますが。

○伊藤部会長

感覚としては少ないのではないかとと思います。

森委員代理、どうでしょうか。

○森委員代理

これまでの測定で、傾向は出ていると思います。国の報告などの前提がクリアできるのであれば、過去の傾向を見ていきながら調査をやってもいいのではないかと考えます。

○渡辺委員

1点だけ。委員長がおっしゃった環境基準の達成率について、本会でも話が出ましたが、河川の水質が悪くなっているのは、必ずしも採水のタイミングが原因ではないと思います。

実は、北九州市内河川と博多湾流入の河川は環境基準を達成しています。この2つの河川は、下水道が完備されていて、CODとBODの達成率は高いです。逆に達成率が低いのは、豊前、大牟田、矢部です。大牟田であれば50%など、下水道の普及率が低いです。豊前もそこまで普及率は高くないですね。

河川のBODの達成率が低いのは、そういう（下水道の普及率が低い）領域の観測地点数があって、それに引っ張られる形で数値が低下しているのではないのでしょうか。採水のタイミングが必ずしも原因ではなく、下水道普及率がかなり数値に影響し、いわゆる都市化が進むほど、皮肉なことに水質が良くなり、それ以外のところはCODとBODの達成率は低いというのが福岡県の河川の状況なのかなと。

海域はその真逆です。博多湾と豊前海の達成率が悪く、残りは基準を100%達成しています。博多湾は160万人が住んでいて、これだけの人数が博多湾に下水を流すので、達成率が悪くなるんです。河川にとっては水質が綺麗で、流れた先の博多湾は環境基準を達成していないのは、当たり前なことかなと考えます。

そのため、指標の見方として、この達成率は悪くないのではないかと思います。グラフでは落ちているように見えますが、それは下水道の使い方の問題であって、それほど深刻な問題ではないのではないかと思います。

●環境保全課 吉川課長

ありがとうございます。ご意見を踏まえて、何が原因なのか、こちらでも検討していきたいと思っています。

○辻委員

私は産業医科大学の者ですが、作業現場ってプラントゥチェックアクトであって、労働者の健康を守っていくことを観点にされていくのですが、県庁様はプラントゥばかりで、チェックがおざなりになっています。アクトが見えてきません。アクトして次の行動をするために、今後考えていけないといけないのではないかと思います。

○伊藤部会長

なかなかスケールが大きい公共水域を改善することは大変なので、中身を分析して把握しておくことが大事ではないでしょうか。達成していないところに目を向けるような予算の組み方の検討をお願いします。

ほかにご意見はありますか。

他にないようでしたら、事務局案に対しまして、水質部会において了承する旨の決議をしてよろしいでしょうか。

それでは、福岡県環境審議会条例第6条第5項により、部会の決議をもって審議会の決議といたします。本件については、県民意見募集の対象ではございませんので、事務局案を審議会の答申とし、次回の審議会でこの結果を報告いたします。

以上で、本日の議題は終了しましたが、委員の皆様、他に何かございませんか。事務局からもありませんか。

他にないようでしたら、議事につきましては、これで終了いたします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

伊藤部会長、ありがとうございました。

次に、次第の3番「その他」として、「**報告事項**」ダイオキシン類に係る令和3年度測定結果及び令和5年度水質測定計画」について、水質係長の増田から説明させていただきます。

●環境保全課 増田水質係長

水質係長の増田です。

右上に「参考資料1」と記載しております、「**報告事項**」ダイオキシン類に係る令和3年度測定結果及び令和5年度水質測定計画」の資料をご覧ください。

ダイオキシン類に係る公共用水域等の常時監視につきましては、水質汚濁防止法ではなく、ダイオキシン類対策特別措置法において、第26条に定めがあり、「都道府県知事は当該都道府県の区域に係る水質等のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。」とされております。

一方、水質汚濁防止法のように測定計画の策定や審議会への諮問等に関する規定がございません。

そこで、本県では、ダイオキシン類に対しても効率的・計画的に県内全体の状況を把握できるように、任意で策定した測定計画に基づいて常時監視を行っており、8年間で環境基準点を一巡するように、ローテーション方式で実施しております。

また、測定結果につきましては、水質汚濁防止法の常時監視と同様に、本日お示ししております資料により、毎年2月頃を目途に、県のホームページ等で公表しているところです。

1枚めくっていただきまして、1ページからが、昨年度の測定結果でございます。

(ア)として海域の結果、(イ)として湖沼の結果、次のページにいきまして、(ウ)として河川の結果をお示ししております。いずれも環境基準1pg-TEQ/Lに対し、環境基準を達成しております。

す。7ページからの地図で、それぞれの測定地点をお示ししております。

次に、ページをめくっていただきまして、(エ)として海域の底質の結果、(オ)として湖沼の底質の結果、(カ)として河川の底質の結果をお示ししております。

こちら、いずれの地点でも、環境基準150pg-TEQ/gに対し、環境基準を達成しております。

次に、ページをめくっていただきまして、6ページには、地下水の測定の結果をお示ししております。地下水については、久留米市が調査を実施した荒木町⑤⑥の2地点で環境基準超過がありました。荒木町⑤は令和2年度の調査でも環境基準を超過しており、久留米市が荒木町の12地点で調査を行っています。久留米市によると、地下水汚染は旧農薬工場由来によるものと推察しているとのこと。

なお、公共用水域及び地下水の水質の環境基準は1pg-TEQ/Lで、年間平均値で評価することとされております。荒木町⑤⑥では年2回調査が行われ、2回とも1pg-TEQ/Lを超えていました。

この件については、久留米市において対応を継続中と聞いております

次に、令和5年度以降の公共用水域の測定計画について見直しを行いましたのでご説明いたします。14ページをご覧ください。

1「経緯」について、本県においては、平成11年度からダイオキシン類水質調査を開始し、現在は、感潮域等、底質の巻き上げが大きく影響する地点を除く、環境基準点等で実施しているところ

です。感潮域等を調査地点から除いて以降、調査対象の94地点で環境基準の超過はなく、良好な水質・底質を維持しておりますことから、今年度(令和4年度)、底質のみ一部の調査地点数を削減したところでございます。

今回、これまでの調査結果を踏まえ、既存事業をより効率的なものに再構築するため、調査地点の情報を整理し、水質と底質の両方について、調査地点の見直しを行いました。

2「調査地点選定方法」について、現状の調査地点の中から、次の4つのいずれか該当する調査地点を選定しました。

一つ目は、水道の取水が行われている河川及び湖沼の地点としました。

二つ目は、発生源となるダイオキシン類対策特別措置法の特定事業場の放流先の河川・海域の地点としました。なお公共用水域への排水がない事業場については対象としていません。

三つ目は、旧大牟田川モニタリング地点です。

平成12年度に大牟田川において高濃度のダイオキシン類が検出され、対策として、河川の付替え工事及び汚染区間の封じ込め工事が行われ、平成25年度に完了しています。

平成25年度まで大牟田川及び有明海でモニタリング調査が行われており、その後は常時監視の一部として調査を継続しているものを旧大牟田川モニタリング地点として選定しました。

四つ目は、過去の調査の結果、比較的水質の測定値が高い地点として、上位20地点余りを選定

しました。

3「今後8年間（令和5年度～12年度）の測定計画」について、調査頻度は従来どおり、8年間で1回調査する（8年ローリング）としました。

調査対象地点数は先程の①～④により選定し、94地点から48地点といたしました。

具体的な測定計画は15ページをご覧ください。

表の一番左から4行目の地点名は水質測定計画でBOD等を測定している環境基準点又は補助点等となっています。環境基準点にはアスタリスクのマークを付けています。

網掛けにしている地点は、これまでの調査でも底質の巻き上げが著しいことから調査地点から外しているものです。

一番右の列に先程ご説明した選定理由の①～④を記載しております。8年ローリングのため、令和5年度から12年度の計画としており、「1」と記載しております地点が、当該年度の測定予定地点でございます。

令和5年度はこの表に従って、調査を実施してまいります。説明は以上です。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

部会長からもお話がありました、水質測定の効率的なやり方について、ダイオキシン類では、水質汚濁防止法ではないので諮問事項ではないのですが、このような形で、費用対効果と言いますか、優先順位を考えて実施できるよう、効率的な実施方法について検討を進めてきたところがございます。諮問事項であります、水質汚濁防止法の水質測定計画についても同様に、順次検討を進めてまいりたいと思います。

次に、次第の3番「その他」として、「**報告事項**有害物質等地理情報システム」について、水質係長の増田から説明させていただきます。

●環境保全課 増田水質係長

右上に「参考資料2」と記載しております、報告事項「有害物質等地理情報システム」の資料をご覧ください。

気候変動に伴う大規模な水害等が発生していることから、災害時等において有害物質等が流出した際に被害拡大防止の迅速な対応ができるよう、今年度から、有害物質使用・貯蔵施設等の情報を管理する地図情報システムの構築を進めているところですので、報告させていただきます。

1 システムの概要について

水質汚濁防止法等で定める有害物質等を使用・貯蔵している事業場については関係機関が所有す

るデータをweb上で集約いたします。

データの集約により、災害や事故時等において、関係機関が地図上で瞬時に被災施設を特定し、施設での使用物質等を情報共有できるようになります。

また、各関係機関が事故の対応状況をシステムに随時入力・閲覧することで、情報共有が円滑に出来るようになります。

システム利用者は、県庁内関係課、出先の保健福祉環境事務所、河川を管理する県土整備事務所や国土交通省、市町村、消防署など、事故対応に関わる機関を想定しています。

次に登録予定データをご覧ください。

事業場関係については、水質汚濁防止法やダイオキシン特措法の事業場の情報を当課が所有しています。

毒劇物や廃棄物については、県庁内の他の課が、消防法の危険物等の情報は消防署が、化学物質の排出関係のP R T R法の情報は経済産業省が所管しています。

これらのバラバラの情報を一元化して共有できることになります。

また、事業場以外の情報については、水質事故についてはその都度関係者が入力していくとともに、水質事故が発生すると取水停止等の措置が必要になるため、水道取水場所の情報を登録することにしております。

また、公共用水域や地下水のこれまでの測定データを登録することで、有害物質の検出事例等を地域別に可視化できるようになります。

あわせて、浸水想定エリア等の防災マップも登録することで、平時には、事業場に対する事前の注意喚起に活用したいと考えています。

最後に2スケジュールですが、現在、システム開発を委託事業として実施しています。システムを3月までに完成させ、まずは、環境部において運用開始します。4月以降には、順次、県庁内各課や市町村等の外部機関にも広げていきたいと考えております。説明は以上です。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○渡辺委員

役所でデータを保管するのは、例えば書類であれば消却すると思いますが、データの場合の保管期間はどのように考えていますか。

●環境保全課 増田水質係長

データは毎年更新する予定です。事業場の情報については、最新の情報に書き換えることを想定

しています。公文書などのように、保存期間は特段決めていません。

○渡辺委員

こういう仕組みが全部の課を通してあった方がいいと思います。ただ、これをweb上で集約するのは大変ですね。データの秘密保持とか、外部からのアクセスとか。個人的に欲しいなど思っているのは河川改修をいつやったかという記録を残してほしいです。

今は紙の書類は捨ててしまうので、過去の昭和28年以前のデータが残ってないです。被災個所などの状況がカルテのように残っていると、今後、欲しいデータがここにあるかもしれない。先日、裁判記録も捨ててしまうことが最近ありましたね。残すことはいいことだと思うけど、気合を入れてやらないとできないのではないかと思うので、お聞きしたいところです。

●環境保全課 吉川課長

いつまでデータを残すかは決めていません。今から作ったデータは毎年必ず更新していく予定です。係長からご説明したよう、雨とかが降って有害物質が流れる事故が発生したときに情報共有することが趣旨ですので、委員の言われるような河川改修のデータなどは入っておりません。

○渡辺委員

防災マップが入っていますよね。

●環境保全課 吉川課長

防災マップや浸水域のデータのところは、システムに移すようにしています。

●環境保全課 増田水質係長

マップ自体も更新されたものを入れるようにしているのですが、河川の改修のところまでは考えていません。

●環境保全課 定石課長技術補佐

今の最新情報を、事故対応するために関係機関が瞬時に共有できるようにというイメージのシステムです。

○渡辺委員

私は土木をやっているなのでその視点でお話ししているのですが、現場では河川改修するときと同じミスを繰り返すことが多いです。できれば過去の情報を共有できる形で財産にしてほしいです。

色んな事業を統合することは今後やっていかないといけないと思います。

機密情報が絡んできたら誰もが入力できればいいですが、システムに入りやすくしたら全然違う情報を入れられると大変なので、どこまで考えて運用していくかだと思います。

●環境保全課 吉川課長

基本的にこのシステムを使うのは、公共機関が使うのが前提にしています。県や出先の事務所や消防署とか市町村とかと共有した単独したネットワークシステムになります。

○渡辺委員

良いのができたらいいと思っています。

●環境保全課 定石課長技術補佐

佐賀県（六角川）で大規模な油の流失事故がありましたけれど、その後の県議会において、平時から、事故時に有効に情報共有できるシステムを構築することが重要であることのご指摘もありました。

○辻委員

対象となる物質は水質に影響を及ぼすものに限定しているのですか。

●環境保全課 増田水質係長

基本的には規制がある健康項目であるとか、PCBとか関係法令で定められているものや、PRTTRなども入れるようにして、マップ上で見られるようにしています。

○辻委員

1つの化学物質に着目しても、水質に影響があるものや呼吸器に影響があるものなど、SDS(安全データシート)にもたくさん書いていますけれども、例えば油の流出事故も臭いなどかなり酷かったようですので、水質のことだけで本当にいいのか、何か事故があったときに佐賀県の二の舞にならないようにしてほしいです。良いことではあると思うのですが、難しいことにチャレンジされているなという印象です。

○伊藤委員

物質が多くなると、どうやって見ていくのか分からなくなりそうですね。瞬時にその物質を見ても、どれくらいリスクがあるか解釈するのも個人の能力次第なのかなと。

油が出ていくということなら分かると思いますが、例えばPFOSとか色々言われてもよく分からないですね。物質なのか、リスクベースで5ランクくらいに分けるのか、使い勝手を工夫すると良いと思います。

○辻委員

化学物質を使用している会社は、リスクアセスメントの入力をしていかないといけないので、そういうシステムとうまく連結して、個々の会社がどのような物質を使っているかを分かりやすくすれば良いのではないのでしょうか。ちょうど転機だと思います。

○伊藤委員

油は登録されていない可能性がありますね。PRTRは登録されていると思うのですが。

●環境保全課 増田水質係長

油については、消防署からデータをもらう予定です。消防署がもっている油や危険物の情報を入力する必要があると考えています。おっしゃられるとおり、どうやって利用するかは今後の課題と思っています。

○辻委員

有機とか化合物とかもあると思うのですが。

●環境保全課 定石課長技術補佐

事故としては、現状、圧倒的に河川は油が多いです。水道の取水が停止したりする事例もございます。

○渡辺委員

取水するときに、ため池が冬に水を抜いたりすることはあまり考えられていないですね。この間の福岡市でカビ臭の騒ぎがあったのは、ため池の水からだったのですが、あれは別に汚染物質ではないですね。

●環境保全課 定石課長技術補佐

水質汚濁防止法では規制がないです。

○渡辺委員

パツと思いついたことは、こういう（システムがあつたら）カビ臭の件を防ぐことができたのかなど。

○後藤委員代理

委員の皆様がおっしゃるとおり、良いシステムができればいいですが、どういう風に運用していくのかだと思います。出水時は時間が勝負になります。事業場にこれだけ油が保管されているということがわかったときには既に浸水しているではよくない状況になってしまいます。

関係機関がどのように運用していくのか、同時並行的に検討された方がいいのかなと思いましたが、

○伊藤委員

この件は、来年くらいに、どう運用しているか報告してもらえたらと思います。

●環境保全課 吉川課長

来年は具体的にどう運用しているのか、ご説明できたらと思います。

○辻委員

佐賀のときはバタついて、たらいまわしで時間が流れてしまった。システムをどう使うか、というところまできちんと決めておくと、より良いものになると思います。

●環境保全課 吉川課長

いただいたご意見を踏まえ、運用に努めていきたいと思えます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

それでは、委員の皆様方、長時間にわたる御審議ありがとうございました。これをもちまして、本日の環境審議会水質部会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。